



覚書

総人第204号
秘發第219号
平成9年4月23日

総務庁人事局企画調整課長
戸 谷 好 秀



通商産業大臣官房秘書課長
杉 山 秀



総務庁と通商産業省は、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案」（以下「本法律案」という。）の閣議決定に際し、下記のとおり了解する。

記

- 1 本法律案第二条第一号の「試験研究機関等」から、調査研究業務を行う機関が排除されないこと。
- 2 本法律案第二条第二号の「研究業務」から、社会科学系の調査研究に関する業務が排除されないこと。